



様式3（裏面）

随意契約とした理由及び見積りの相手方を選定した理由

「随意契約とした理由」

本業務は、経営体育成基盤整備事業(以下「ほ場整備事業」という)「浮金第二地区」の実施設計作成業務である。

ほ場整備事業は、権利者（農家）の農地を一時的に預かり、整備し、集積して換地するという特殊な業務であり、実施設計業務に当たっては、それら一連の業務を総合的に判断する専門的知識と高度な技術が必要であり、業務内容を適正に実施できる業者は限られており競争入札に適さない。

このため、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（目的が競争入札に適しないもの）の規定により随意契約とした。

「見積りの相手方を選定した理由」

ほ場整備の実施設計、農地集積及び換地の業務に優れた技術力と豊富な知識・経験を有する団体は、県内で唯一、福島県土地改良事業団体連合会だけである。

よって、本業務は、福島県財務規則施行通達第269条関係1の(2)（契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき）により、福島県土地改良事業団体連合会との単独随意契約とした。